

JA では、台風 15 号による農作物等の被害にあわれた農家の皆様の、農業経営に必要な資金を融資いたします。

令和元年度系統農業災害資金  
台風（15号）による農作物に対する被害への融資

ご利用いただける方	台風15号により被害を受けた農家（正組合員）
資金使途	被害農家の農業再生産の確保および農業経営安定に資するための一切の資金
ご融資金額	500万円以内 ただし、被害の範囲内に限ります。
ご融資期間	5年以内（うち据置1年以内）
貸付方式	証書貸付
ご返済方法	元金均等返済
金利	0.5%（固定金利）
保証	茨城県農業信用基金協会保証の債務保証を付す
申込期間	令和元年10月1日から 令和元年12月30日
申込時の留意点	被害状況を確認する書類が必要です。 本資金のご利用にあたっては、JA 所定の審査を要します。

金利0.5%（固定金利）については、県・市より利子補給がされる。

本資金の詳しい条件などについては最寄りのJAまでお問い合わせください。

審査の結果によりお客様のご希望に添えない場合がございます。

くわしくは、お近くのJA各支店までお問い合わせください

JA では、台風 15 号により被害にあわれた組合員の皆様の、生活維持および生活基盤の安定に必要な資金を融資いたします。

令和元年度系統生活災害資金  
台風（15号）による被害への融資

ご利用いただける方	台風15号により被害を受けた組合員
資金使途	被災組合員の生活維持および生活基盤の安定に必要な「住宅の補修、家具、家財等買替、自動車の修理、買替等」の資金
ご融資金額	500万円以内 ただし、生活、自動車関連については300万円以内。
ご融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
貸付方式	証書貸付
ご返済方法	元利均等返済
金利	1.0%（固定金利）
保証	茨城県農業信用基金協会保証の債務保証を付す
申込期間	令和元年10月1日から 令和元年12月30日
申込時の留意点	被害状況を確認する書類が必要です。 本資金のご利用にあたっては、JA 所定の審査を要します。

本資金の詳しい条件などについては最寄りのJAまでお問い合わせください。

審査の結果によりお客様のご希望に添えない場合がございます。

くわしくは、お近くのJA各支店までお問い合わせください